外所得金額（第二十四項第一号」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第九項」を「第八項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十七項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度」を「当該適格分割等の日の属する連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。）」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度開始の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「所得等申告法人」を「分割承継法人等」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「又は連結事業年度に係る」を「に係る」に、「当該事業年度」を「当該事業年度に、「第七項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第八項又は第二十項」を「第七項又は第十九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同項を同条第二十九項とする。

第九条の八中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第四十四項」に改める。

第九条の八の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第四十四項」に改める。

第九条の八の三の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の四の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第四十五項」に改める。

第九条の八の五（見出しを含む。）中「第五十三条第三十五項第三号」を「第五十三条第四十六項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第四十八項」に改める。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第四十九項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項（同条第四十一項（同条第四十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第四十二項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書」を「以下この号において「法人の道府県民税の確定申告書」という。）が提出された日（当該法人の道府県民税の確定申告書がその提出期限前に提出された場合には当該法人の道府県民税の確定申告書」に改め、「又は法第五十三条第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）を削り、同項第二号中「第五十三条第二十八項又は第二十九項」を「同項」に改める。